

宜野湾市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成23年10月24日

宜野湾市監査委員  
米 須 厚  
上 地 安 之

1. 監査の期間

平成23年9月5日から平成23年10月21日まで

2. 監査の対象

企画部  
企画政策課・財政課・秘書広報課  
基地政策部  
基地跡地対策課・基地渉外課

3. 監査の範囲

財務に関する事務の執行  
・平成23年度4月から8月までの契約関係文書  
・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

## 【企画部】

### 共通事項

#### ・文書の取扱いについて

市文書取扱規程第38条第1項第2号により「紙起案を行った文書が完結したときは、完結登録を行い、原議書に完結年月日を記入し、完結印を押さなければならない。」とされているが、完結した文書に完結印の押印もれがある。

### 企画政策課

#### 1．普天間飛行場周辺まちづくり費用便益分析等調査業務委託について

当該契約は、平成22年度（繰越）に基本計画の修正を受託した会社が基礎資料等を保有し本事業を把握・熟知しており、効率的及び効果的に業務が実施でき、短時間での執行が可能という理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し随意契約として執行しているが、同号は、天災地変その他緊急に復旧しなければ、市民生活に多大な損害、安全性を損なう場合や利便性低下が生じる場合等に適用されるもので、同号の適用は不適切である。

#### 2．人材育成交流センターめぶき空調設備保守管理業務委託について

- (1) 予定価格設定のため、2者から見積書を徴しているが、見積りが予算額を超過したことにより、前年度の契約金額を調査価格として設定するのは適切ではない。市財務規則第97条第2項の規定に則り予定価格を設定すべきである。また、実際の契約にあたって、市場価格の見積額が最も低かった業者を排除して別の業者を新たに加入して契約に至っており、契約過程が不透明である。
- (2) 見積書に見積年月日の記載がない。有効期限との関係上、見積年月日は重要であるので必ず記載させるべきである。

#### 3．宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用について

##### (1) 備品購入について

事業者の解散若しくは事業の廃止がある場合等、備品の帰属の取扱いが不明確である。

(2) 助成金請求について

助成金の請求は、市地域づくり推進事業の運用に関する要綱第10条第1項によると、交付決定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書を速やかに市長に提出しなければならないとされているが、事業終了後に請求書が提出されており要綱に則った処理となっていない。

(3) 実績報告書の提出について

助成金交付決定通知書には平成23年2月末までに実績報告を終えるよう通知しているが、5団体のうち2団体は実績報告書の提出が平成23年3月となっている。

(4) 検討委員会の審査について

助成事業申込時と助成金の請求時において、備品購入の数量や事業費に変更があった場合は、市地域づくり推進事業基金検討委員会の審査の対象と思われるが、2団体の助成金の請求に際して変更があるにもかかわらず同検討委員会の審査に付されていないのは不適切である。

(5) 助成金の充当について

市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱第6条に助成対象経費の規定はあるが、具体的な充当額が明記されていないので、どの経費に対して助成しているのか不透明である。補助金は、公益上必要があると認めた場合に支出するものであり、その補助効果を検証するためにも充当先を明確にするべきである。

4. 宜野湾市国際交流協会支援事業について

当該事業は、宜野湾市公共団体育成補助交付規程に基づき補助金を交付しているものであるが、補助金の具体的な用途の明記がない。

市補助金の充当先が明確でないため予算の不適正な執行として判断しにくいところもあるが、会議費のうち96.5%が弁当代等飲食費で執行されている。また、補助交付額の約3倍にあたる金額が具体的な計画も示されないまま記念事業積立基金として積立てられており、補助金を交付する必要性を再度検討されたい。

## 財政課

1. 行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約について

- (1) 当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約で契約を締結しているが、予算執行伺の金額、予定価格、見積額、

契約金額がすべて同額となっている。同号は契約の相手方を特定するもので契約金額まで拘束するものではない。また、予定価格の設定においては市財務規則第97条第2項の規定に則り執行しなければならないが、取引の実例価格等の参考になる資料調書も添付されていないので同項を遵守されたい。

- (2) 契約書第10条の契約保証金は市財務規則第117条第2項第3号を適用し免除されているが、同号が適用できるのは、契約の相手方が「地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者」である。当該契約の相手方は同号の資格を有するものではないので適用できない。

## 秘書広報課

### 1. 「市報ぎのわん」広告枠売買契約について

- (1) 契約において契約件名は統一するべきであるが、本契約において予定価格調書、仕様書及び見積書、見積結果報告書、契約書、また、業者からの報告書の記載件名が統一されていないのは適切ではない。
- (2) 契約書に契約保証金に関する事項が記載されていない。市財務規則第115条の規定に基づき契約書を作成し契約締結するべきである。
- (3) 市長名で見積書の提出依頼を送付しているが、起案文書に公印使用と公印承認の印がない。市の公印に関する規程第9条に則って事務処理されたい。

- ### 2. 平成23年度「市報ぎのわん」等の配布に関する業務委託契約について
- 契約書に200円の収入印紙が貼付されている。単価契約で契約書に具体的な契約金額の表示がないということで200円の収入印紙が貼付されていると思われるが、その契約にいたる関係文書、過去の実績や当事者間において契約金額を明らかにすることができるのであれば、その金額がその契約文書の記載金額となるので適正な収入印紙を貼付するべきである。

### 3. FM21広報ラジオ番組委託契約について

市財務規則第117条第2項第3号により契約保証金を免除しているが、同号が適用できるのは、契約の相手方が「地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者」である。当該契約の相手方は同号の資格を有するものではないので適用できない。

#### 4. 備品購入「デジタル一眼レフカメラセット」契約について

本契約に係る予算執行伺書、見積書及び物品供給請書等の契約件名が統一されていない。明瞭な事務手続きのうえからもの処理をすることが望ましい。また、見積書の宛名に個人名が記名されているのは、公私の区別がなく不適切である。

#### 5. 平成23年度宜野湾市政功労者への記念品購入契約について

- (1) 本契約は免税事業者との1者見積りによる随意契約であるが、見積書に消費税の記載があり不適切である。
- (2) 契約金額を口座払いで支払っているが、市財務規則第72条に則り支払金口座振替申出書の添付をされたい。

### 【基地政策部】

#### 基地跡地対策課

- ・ 契約案件なし

#### 基地渉外課

##### 1. 米国基地政策調査業務委託契約について

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約であるが、予定価格、見積額、契約金額がすべて同額となる契約となっており、不適切である。同号は、契約の相手は特定されるが、予定価格の設定まで拘束されるものではない。市財務規則第97条第2項を遵守されたい。

また、予定価格調書に次のような不備、不適正な事例が見受けられた。

- (1) 予定価格調書に予定価格を判断する設計（見積）価格の欄に記載がない。

- (2) 予定価格調書は、封筒に入れて封印しなければならないが、封筒に入れられた形跡がない。市財務規則第99条第1項に則り、適正な事務処理をするべきである。

## 2. 契約保証金の免除について

下記の契約については契約保証金を免除としているが、免除とする根拠法令等の記載がない。また、ただし書きで「契約を履行しない場合、納入させないこととした金額に相当する違約金の納入を義務づける。」との文言表記があるが不適切である。市財務規則第117条第2項に基づき、「契約の相手方が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する。」とするべきである。

なお、(3)の契約書については、契約保証金に関する事項の記載もない。

- (1) 米国基地政策調査業務委託契約
- (2) 普天間飛行場周辺地上デジタル放送受信障害対策工事業務委託契約
- (3) 航空機騒音測定監視システム等保守管理業務契約

## 3. 契約書における契約保証金条項について

下記の契約の契約保証金条項で「契約金額の100分の10の契約保証金を甲の指定する期限までに納付しなければならない。」とあるが、市財務規則第117条第1項に基づき「契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。」とするべきである。

- (1) 米国基地政策調査業務委託契約
- (2) 普天間飛行場周辺地上デジタル放送受信障害対策工事業務委託契約

## 4. 起案文書の処理について

下記の契約に関連する起案文書に完結日の記入漏れがある。

また、予定価格設定の起案文書についても一部決裁日の記入漏れがある。

- (1) 米国基地政策調査業務委託契約
- (2) 普天間飛行場周辺地上デジタル放送受信障害対策工事業務委託契約
- (3) 航空機騒音測定監視システム等保守管理業務契約
- (4) 施設賃貸借契約